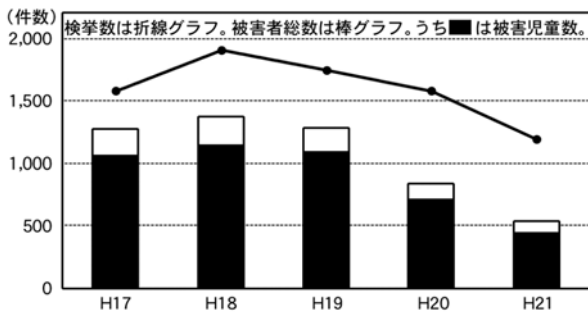


# 出会い系サイト

## 出会い系サイトとは

「出会い系サイト」とは、インターネット上で異性交際に関する情報を提供しているウェブサイトのことである。携帯電話からも簡単に利用できるため、好奇心からアクセスする子どもも多い。

出会い系サイト規正法の改正などにより、事件の検挙数は減少しているものの、平成 21 年中の被害者総数は 548 人にのぼり、そのうちの 57%が女子中高生であった。(平成 22 年警察庁・広報資料より)



	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
検挙数	1,581	1,915	1,753	1,592	1,203
被害者総数	1,267	1,387	1,297	852	548
被害児童数	1,061	1,153	1,100	742	453

検挙件数 1,203 件のうち、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が 398 件と最も多い。また、出会い系サイトのアクセス手段として携帯電話を使用した被害児童は、453 人中 450 人で、99.3%を占める。

## ◆出会い系サイトに関する事件検挙事例

### 【児童福祉法違反】

出会い系サイトを通じて知り合った女子児童に売春させる目的で、出会い系サイトを利用して遊客を誘い、申し込みをしてきた遊客と性交させ、女子児童に淫行させた。(平成 21 年 4 月・神奈川)

### 【児童買春・児童ポルノ法違反禁止反, 強要未遂】

出会い系サイトを通じて知り合った女子児童をホテルに連れ込み性交するとともに、女子児童のわいせつな姿態を携帯電話のカメラで撮影し、今後も交際を継続するよう脅迫した。(平成 21 年 11 月・和歌山)

### 【出会い系サイト規制法違反】

出会い系サイトに援助交際を申し出る内容を書き込み、大人を児童との性交等の相手方となるように誘引した。(平成 21 年 9 月・茨城)

## 出会い系サイト規正法

出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童(18 歳未満の少年少女)を保護し、児童の健全な育成に資することを目的に、「出会い系サイト規制法」が平成 15 年に制定された。

しかし、出会い系サイトの利用に起因した犯罪が依然として多発していたため、出会い系サイト事業者に対する規制の強化と児童による利用防止措置の強化を図るため、平成 20 年に同法の一部が改正された。これにより、事業者に届出制が導入され、児童が異性を誘う書き込みや大人が異性の児童を誘う書き込みが禁止された。

## 保護者の責務

自分の子どもが、どのようにインターネットや携帯電話を使っているのか、保護者が関心を持つことが大切である。出会い系サイト規制法では、保護者の責務について次のような趣旨を規定している。

### ◆出会い系サイト規制法第 4 条(保護者の責務)

児童の保護者は、フィルタリングサービスやフィルタリングソフトを利用するなどして児童がインターネット異性紹介事業(出会い系サイト)を利用することを防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。\*フィルタリングは p. 79 参照。

さらに、家庭では子どもたちに次の「3つの NO!」を徹底させることが重要である。

- ・見ない!…携帯に届いた「出会い系サイト」への勧誘メールは見ない。
- ・(もし見ても)書き込まない!…「匿名だから安心」と思って一度書き込みをすると、相手はあらゆる誘い文句で誘惑してくる。軽い気持ちで書き込まない。
- ・(もし書き込んで)絶対会わない!…やり取りをしていくと、相手のことがわかった気になって「会ってみようかな」と思いがちだが、それこそが相手の狙いである。「会うこと=危険なこと」と肝に銘じ、絶対に会わないようにする。